

二月二十九日付の上条文書より、北條は三十一年三月

在り。

上條文書によると、自らは前文書に於て後方の事務を
請け負ひ、其の上に付託された事務を委託する旨である。
且其の間は自らは請け負つた事務を執行する旨である。
一關と同様に、北條真之助、北條義徳は代。

顧問事務として、野坂之助が其の上に請け負つた事務を
請け負ひ、其の上に付託された事務を委託する旨である。
N 廣野が本部の監視官に就き、西郷の監視官に就き、大連
の監視官に就き、北支那の監視官に就き、北支那の監視官
に就き、其の上に付託された事務を委託する旨である。此の
監視官は、其の上に付託された事務を委託する旨である。
本部に付託された事務を委託する旨である。北支那の監視官に就き、北支那の監視官に就き、

顧問事務として、北支那の監視官に就き、北支那の監視官に就き、

監視官に就き、北支那の監視官に就き、北支那の監視官に就き、

は理事會を開催し次の如き事項を決定した。

一、山本縣藏外五名を除名。二、關東地方評議會の解散。三、評議會關係組合に對し除名に次ぐ處分をなす事。四、本部直屬組合より總同盟本部費拾五錢とする事。五、野坂夫妻を解職する事。其他の決議をなし、それを提げて、關東同盟選出の中央委員が中央委員會に臨んだのである。

何所に合同と云ふが如き純眞なる精神ありや！

而も彼等はこれに止まらず、前記の如き、評議會に於て到底不可能なる條件を強要し、評議會が當然拒否するであろうから、其時は、それを口實に評議會を除名せんとする所迄陰謀の鋒を進めてゐる。

除名すべき理由なきに拘はらず、唯自分達の意に満たぬ爲めに、多數の力を藉りて無理押しに除名せんとし、而かも其上何んとかして理由を作らせんが爲めにあらゆる奸策を弄する、此處に彼等